

別記第1号様式(第5条関係)

多古町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付申請書

年 月 日

多古町長 様

申請者 住所

氏名

電話

多古町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金の交付を受けたいので、多古町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 申請者等に関する事項

フリガナ		性別	
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒	電話	
メールアドレス			
単身世帯・2人以上の世帯の別	単身世帯 ・ 2人以上世帯 (世帯人数 人、うち18歳未満 人)		
就業等に関する要件の種類	就業・関係人口・起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙「多古町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		同意する		同意しない
申請者の属する世帯全員の町の町税及び国民健康保険税の納付状況を町が調査することについて		同意する		同意しない
交付申請日から5年以上継続して、町に居住する意思について		意思がある		意思がない
（起業・就業の場合のみ記載） 交付申請日から5年以上継続して、就業、起業をする意思について		意思がある		意思がない
移住支援金及び他の地方公共団体における同種の補助金等の交付の状況について（申請者を含む世帯員全て）		過去に交付を受けていない		過去に交付を受けた
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者と3親等以内の親族に該当しないこと。		3親等以内の親族に該当しない		3親等以内の親族に該当する

4 転入前の住所

住 所	〒
-----	---

5 転入前10年間の東京23区への在勤・在学履歴（東京23区の在勤・在学者に該当する場合）

期 間	就業・在学先	就業・在学地

6 添付書類

- (1) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- (2) 申請者の写真付身分証明書等の写し（本人確認ができるもの）
- (3) 申請者の属する世帯員全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの）
- (4) 申請者の属する世帯員全員の移住元の住民票の除票の写し（続柄の記載されたもの）
- (5) 申請者の属する世帯員全員に町税等の滞納がないことを証する書類
- (6) 移住支援金の振込先口座が分かる書類等の写し

- (7) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた場合、東京 23 区内で就業していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (8) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた法人経営者の場合、法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）又は開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- (9) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた個人事業主の場合、開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- (10) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校の高等教育機関をいう。）に通学し、東京 23 区内の企業等に就職していた者の場合、卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- (11) 就業に関する要件を満たす者の場合、就業証明書（別記第 3 号様式）
- (12) 本事業における関係人口に関する要件のうち（1）の要件を満たす者の場合、「多古町就農マッチングサイト」を通じて就農したことを証する書類
- (13) 本事業における関係人口に関する要件のうち（2）の要件を満たす者の場合、町で家業（農業・商業・建設業等）を継いだことを証する書類
- (14) 起業に関する要件を満たす者の場合、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定通知書の写し
- (15) その他町長が必要と認める書類

別紙

多古町 UIJ ターンによる起業・就業者等創出事業に係る個人情報の取扱い

- 1 千葉県及び多古町は、多古町 UIJ ターンによる起業・就業者等創出事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び千葉県並びに多古町が定める個人情報保護法施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用する。
- 2 千葉県及び多古町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合がある。
- 3 多古町は、公益財団法人千葉県産業振興センターから地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を受けている対象者について、次に掲げる事項の取扱を行う。
 - (1) 移住支援金の交付決定をした場合、公益財団法人千葉県産業振興センターに対し、交付決定者の氏名及び交付決定日を、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて通知する。
 - (2) 公益財団法人千葉県産業振興センターが千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消した場合、移住支援金の交付決定取消事務を行うために、必要な範囲で、公益財団法人千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金に係る交付決定取消に関する情報の提供を受ける。
 - (3) 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る伴走支援に必要があるとして、公益財団法人千葉県産業振興センターから求めがあった場合、把握している住所及び連絡先を公益財団法人千葉県産業振興センターに情報提供する。